

○吉田委員長 これより会議を開きます。
国の会計、税制、金融及び外国為替に関する件について調査を進めます。

質疑の通告があります。これを許します。武藤山治君。

○武藤委員 大臣がお見えになっておりませんから、その前に私たちの検討する資料として、そういう立場からひとつ通産省のほうにお尋ねをいたしますが、ここ三十九年度の輸出輸入の実績、できれば地域別に、ヨーロッパ、アメリカ、東南アジアあるいは共産圏、そういうような数字をまず明らかにしてもらいたいと思います。

○仲田説明員 お答えします。今年度のわが国の輸出につきましては、海外市場が非常に順調に推移したこと、国内的には商品の国際競争力が強化いたしましたことを背景にいたしまして、さらに企業の出発意欲が非常に向上したということも加わりまして、実績の数字でまず申し上げますと、本年の四月から十一月までに約四十五億八千万ドル、これは通関ベースでございますが、前年同期に對しまして約二四％伸長をいたしております。

それから次に実績について申し上げますが、輸入につきましては、高水準ながら年初来漸次鎮静化をいたしております。これを四半期別にちょっと申し上げますと、四月―六月では前年同期比で二・一八％上回っておりますが、七月―九月には約九・五％、九月―十一月間では八・八％というふうに伸び率が落ちてきております。四月から十一月までに、通関ベースにいたしまして五十二億四千万ドルというふうな、対前年同期比一三・三％程度の伸びを示しております。したがって現在十一月までの実績を見ますと、輸出が非常に伸長しているということと、それから輸入が鎮静化しているということに對應いたしまして、為替ベースの貿易収支は七月黒字になりまして、以後十月まで統計が出ておりますが、貿易収支の黒字が続いております。さらに今年度一ぱいの見通しでございますが、私ども

もが現在想定いたしておりますところでは、輸出が、通関ベースにいたしまして大体六十九億ドル程度ではなからうか。それから輸入につきましては通関ベースにいたしまして大体八十一億八千万ドル程度、これをそれぞれ前年度に比べますと、輸出が約二・三％ふえております。輸入が約一・二・九％ふえておるといふ形にならうかというふうに思っております。

それからお尋ねの地域別の動向等でございますが、これは現在手元に一九六四年の一月から九月までの数字しかございませんので、それで御了承いただきたいと思います。ことしの一月から九月までに輸出は全体で約四十六億ドル出ております。その中で一番多いのは北アメリカ州でございまして、約十五億九千万ドルであります。その次に東南アジアを中心とするアジアでございまして十三億七千万ドル、それからあとはいぶ小さくなりますが、ヨーロッパが六億三千万ドル、あと以下アフリカ、共産圏、大洋州、南アメリカ、それぞれ二億ないし三億ぐらいの数字であります。

それから同じく商品別の輸出でございますが、これにつきましては商品の区分けは大分類になっておりますので、御了承いただきたいと思っております。今年同じく一月から九月までの数字を見ますと、全体の輸出額は四十六億一千万ドルであります。そのうち機械類が十三億一千万ドル、これが一番大きいものでございます。その次に繊維品、これが九億九千万ドル、それから鉄鋼を中心とします金属品、これが八億一千万ドル、あとは食料品、化学品、非鉄金属品等で二億程度の数字になっております。

大体以上でございます。○武藤委員 そこで特にいま政治的な問題になっておるのは、金融緩和の方向と輸出の動向あるいは輸入の動向、もちろん国内の生産指数やあるいは原材料輸入、在庫等の調整というふうなものも、金融政策を立てる上で非常に大きなファクターになるわけですが、特に私がいまお尋

ねしたいのは、これらの各地域別の輸出のバランスを見ますと、ヨーロッパの金額は六億三千万ドルです。それと、もうたいした金額ではありませんが、しかし、日本の国際収支を考えると場合には、六億三千万ドルの中身が動くことによってもかなりの影響を受けるわけです。

そこでさらに具体的ににお尋ねをいたしたいのは、本年の六月にオランダ、デンマークが公定歩合の引き上げをやりました。七月にはスイスとベルギーが公定歩合の引き上げをやったわけでありまして、この四カ国が六、七の二回にわたって公定歩合を上げることによってヨーロッパ向けの輸出の動向というものが微動かしらぬが何か変化があったかどうか、輸出のこれらの四カ国の動きというものはどうであったか、この辺の通産省の検討の数字はどうなっておるか、それをひとつお尋ねいたします。

○仲田説明員 お答えいたします。ただいま御質問のございましたオランダ、デンマーク、それからスイス、ベルギーの公定歩合の引き上げの影響でございますが、これらの国の数字を見ますと、公定歩合が上がりまして翌月には若干減っております。ようございまして、ただしその後再び盛り返しております。最近の九月ごろまでの数字で見ると、これは、それほど大きな影響を受けていないように思っています。

○武藤委員 それはど大きな影響は受けていないという―国も小さいですから取引額も小さいと思いが、しかしその国別にわりますか。大体どの程度輸出が減ったか、その数字はどの程度になるかわかりますか。もしわかりましたらそれも発表してもらいたいと思います。

○仲田説明員 恐縮でございますが、オランダとベルギーの数字しかございませんので、それでごらんください。オランダでございますが、今年の五月に六千万ドル出ておりましたのが、六月に五百九十万ドル、七月に五百五十万ドル、八月に五百三十万ドル、九月に五百六十万ドルという形になっておりま

す。それからベルギーでございますが、ベルギーは六月に三百五十万ドル、七月が三百二十五万ドル、八月が四百四十万ドル、九月が三百九十六万ドル、大体そういう数字でございます。

○武藤委員 公定歩合が上がった国に對する日本の輸出という点から考えると、いまのオランダ、ベルギーは非常に購買力の小さい国でありますからさほど影響がない。ベルギーのほうは幾らかほんのわずかでありますが輸出が減ってきている。今度イギリスが二％引き上げをし、アメリカも引き上げをした。こういう公定歩合の引き上げを大國あるいは先進國がした影響というものは、ベルギーやオランダの比ではないと考えられるわけですが、一体あなたたちそういう専門の担当をされておる方は、イギリスの公定歩合とアメリカの公定歩合の引き上げが、日本の輸出にどういう影響を与えるだろうか、その見通しなり、その引き上げ後における動向というものをから参酌して、どのような見通しを持たれておりますか。

○仲田説明員 イギリスの十一月二十三日の公定歩合二％引き上げ、それからアメリカのすぐ追隨する〇・五％の引き上げ、この影響でございますが、まずイギリスにつきましては、一九六三年度で日本の輸出額は約一億七千四百万ドル出ております。これが公定歩合が引き上がることにによる影響でございますが、この公定歩合引き上げによりまして、イギリス自体の輸入購買力というふうなものがある程度減少するかが問題でございますが、トータル金額からいいますと、一億七千四百万ドルに若干の影響が出るということになるかもしれませんが、全体の輸出量のウェイトから見ると限りにおきましてはそれほど大きな影響はないんじゃないかと考えます。ただアメリカでございますが、アメリカは御承知のとおり日本の輸出のウェイトが非常に大きいわけでございます。一九六三年度の輸出額は十五億四千六百万ドルくらい出ております。それでこれの影響が一番問題にならうかと思っておりますが、私どもが見る限りにおきましては、まだアメリカの四十数カ月続いております。

ます好景気は現在もなお持続しております。いろいろ来年度になつたらその景気が鈍化するんじゃないか等々の見方がござりますが、現在輸出の信用状等にあつておられます先行指標等から推察いたします限りにおきましては、まだそれほど当面は心配するにあつたのではないかと、そう考へております。

○武藤委員 当面はまだそう心配することはない、その当面というのはいつまでかわかりませんが、来年度の二月、三月の時点、このころがいま金融を大きく緩和しようかどうかということで大蔵大臣が非常に思案にふれておられる時期なわけですね。その時期までは去年のアメリカ貿易の実績から見て二月、三月、四月、このころは一体従来よりふえるという見通しが立てられるか、減るといふ見通しが立てられるか、その点はどうでしょう。

○仲田説明員 私の現在の見通しといたしましては、アメリカ向け輸出は本年に入りまして大体二〇〇程度伸びておりますが、これが来年度一・三月にどうなるかということにつきましては、はっきりした確信はございせんが、景気が来年度上半期それほど鈍化しないということになりますれば、来年度一・三月も大体本年のいままでの二割程度の伸びは続けられるのではないかと、いふふうに考へております。

○武藤委員 輸入のほうの動向はいかがでしょう。輸出入のバランスというものが輸入の減退によつて維持されておる。先ほどの発表によると、今年四月一六月が前年比二一・八%、七・九月から十一月にかけて九・五%とぐっと輸入が減つたわけですね。これはもちろん金融引き締め効果の影響が透してきているもので、政府の施策の影響でこうなつてきたと思うのです。そこでいま輸入原材料の在庫率というものが非常に減つてきたと思うのですが、また一、二、三月ごろざあつと輸入が増勢に転化するのではないかと、こういう心配があるわけですが、その点についてはあなたはどう判断されますか。

○仲田説明員 ただいま先生の御指摘のとおり、四月以降輸入の水準は漸次鎮静化してまいつておりました。大体十月の在庫率指数では三十五年を一〇〇といたしまして七二・五くらいまで減つてきております。ただ、今後どうなるかということでございますが、私もその見ますところでは現在のこの七二・五という在庫の水準はそれほど輸入原材料その他の在庫から見まして低過ぎる水準ではない。それと申しますのは、最近在庫管理技術の改善が非常に進んでおりますことや、それから原材料が輸入の自由化をいたしておりますので、いつでも引き合ひをいたしますればすぐに入つてくるといふような状態にありますので、これが再びこの指数がどんどん上がつていく、要するに在庫積み増しが行なわれるという必然性はないと考へております。したがらしまして私どもの来年度の

一・三月の見通しといたしましては、鉱工業生産がどうなるかによるわけでありまして、鉱工業生産も最近落ちついてきておりますので、大体その鉱工業生産の水準に従つていまの比率で動くのではないかと。そう考えますと、明年一・三月の輸入水準はそれほど高いものにはならないといふふうに考へております。

○武藤委員 それは高くないといふのはこの七月一・九月、あるいは九月一・十一月期の前年同期九・五なり八・八という水準が維持されるのか、それとも四月一・六月期の二一・八%という水準程度に回復されるのか、この程度というのはいくほどの程度のことなんでしょうか。ここからは非常に私どもが聞きたいところなんです。それによつて金融緩和の方向が根本的にどういう方向に行くかという一つのバロメーターになるわけですからね、そのこの指数はどうなるのですか。

○仲田説明員 例年一ないし三月は輸入のふえる月でございますので、量としては現在の水準よりもふえることは間違いないかろうといふふうに考へております。ただ対前年同期等から見ますと、私どもの現在の想定では大体一〇%から一二%くらいふえ方ではないかといふふうに考へております。

す。

○武藤委員 一〇%か一二%という前年比比較で輸入が位置を占めるだろう。その根拠は、いまの金融引き締めがずっと引き続いていったという想定のもとで輸入が押えられておるからだ。あるいは別な要因があつて、鉱工業生産がもう過剰生産になつてきた、あるいはその他特に輸入原材料を必要とする企業が非常に過剰になつてきたので、さほど生産が活発にならないといふ見通しなのか、要因はどちらにあるのか、あなたたちの判断で要因はどちらにあるのですか、どちらを考へていますか。

○仲田説明員 私どもといたしましては、先ほども申し上げましたが、現在の在庫水準というのは、最近の管理技術の改善なり、それからいつても買えるという状態から見まして、それほど低過ぎるものとは考へていないわけでございます。したがらしまして、大体これくらいが一番在庫の量としては効率的な量であらうといふふうに考へております。したがらしまして来年度の一・三月におきましてこの伸びにつきましては、まあ生産等とにらみ合わせて大体このくらいであらうといふふうに想定をいたしております。

○武藤委員 そうすると生産の伸びと比較して、この程度の輸入原材料が妥当であらう、こうあなたおっしゃるのですが、一体生産の伸びといふのはどういふ伸びを示しておるのか、これもひとつ聞きたいところなんです。なぜならば、あなたさつきおっしゃつたのは、三十五年を一〇〇と仮定をした場合、現在の在庫率は七二・五%だ、われわれしるうと考へて見ても、昭和三十五年の日本の生産力と昭和三十九年の生産設備力では、これはえらい違いがあるわけですからね。それが三十五年と比較して七二・五の原材料の在庫率で妥当だといふその根拠ですね。ここがちょっと聞きたいところなんです。

○仲田説明員 ちょっと舌足らずで恐縮でございますが、私が七二・五%と申ししたのは、昭和三十五年の在庫の絶対量の七二・五%という趣

旨ではございせん、在庫率指数と申しますのは、在庫の指数を消費の指数で割つたものでございまして、したがらしまして生産量がふえた分につきましては、それを反映しておるわけでございますので、三十五年の在庫といまの在庫で三十五年のほうが多いという趣旨ではないわけでございます。

○武藤委員 だから私はこれからの生産の伸びと比較して、その指数が七二・五%程度で推移することが好ましい、妥当だ。そう言うからには、生産指数がどういふふうに変化していくか、どういふ見通しを立てておられるかを言つておられるのか、それを言わずに、ただでしかた現実だけを比較して、七二・五%、七二%なら間違いない。それは科学的じゃないです。そこを少し科学的な根拠を明らかにしてもらふと、説得力があらはれんね。そこはどうですか。

○仲田説明員 お答えいたします。輸入の見通しを立てます際に、具体的に来年度の一月から三月までどうかといふ点につきましては、正確な計算をすることは非常に困難なわけございまして、私どもが一応そういう想定を立てましたのは、三十九年度の見通し、これは鉱工業生産を大体一五%くらい伸びると想定いたしましたので、先ほど申し上げましたように、八十一億八千万ドル程度入つてくるであらう。それに四月から十一月までに、大体五十二億四千万ドル入つております。さらに十二月、これは例年ふえる月でございますが、十二月には七億ないし七億三千万ドルくらい入つてくるのではないかと、いふ勘定をいたしております。したがらしまして四月から十二月まで、一、二、三、四半期におきまして、大体五十二億四千ないし七千万ドルくらい入るであらう。先ほど鉱工業生産の伸びと申ししたのは、一応鉱工業生産の三十九年度見通しを一五%と立てまして、八十一億八千万ドルを出したわけでございますので、八十一億八千万ドルから十二月までの数字を差し引き計算をいたしますと、通関ベースで大体二十二億二千万ないし四千万ドルくらい輸入が入つてくることに

なる。これを前年同期と比較すると、大体十一、二%アップになる、こういう趣旨でございます。
○武蔵委員 通産省だけ質問していますと先へ進みませんから、また関連をしてお尋ねをいたしたいと思いますが、銀行局長にお尋ねをいたしま

す。
預金準備率の引き下げ解除が行なわれてだいぶ不況ムードを緩和しよう、金融引き締めから解除の方向にひとつ空気を持っていく、こういう意図から昨日そういう措置がとられたわけでありま
すが、大蔵大臣は三月ごろには何とか、今度は公定歩合に手をつけるのだ、こういうにおいをだ
ぶ新聞で発表しておりますが、あなたは日本の金融政策の最も土台から築くプランをつくる担当者
として、一体いまの金融引き締めの状況を大臣が
おっしゃる通りに、簡単に国民に印象を与えてい
い状態であるかどうか。そういうために私はいま
輸出入の情勢を少し検討してみたいと思つたわけ
でありまして、率直な局長の、いまの非常なジレ
ンマにおちいった今日の金融政策の状況のとき
に、一体来年三月ごろには公定歩合の問題も引き
下げできるのだから、こういうことを発表して業
者に投資熱がまたあおられるような心配がないの
かどうか。あなた担当官としてどんなような感じ
を持っていますか。

○高橋(俊)政府委員 金融政策は、特に民間経済を中心とした調整策になるわけでございまして、財政がそれ以外に独立したものとして存在してあるわけでございまして。いまの経済情勢をいろいろこまかく議論すると非常に長くなりますので、簡単に申し上げておきますと、今回の景気調整策は当初から私は非常にむずかしいものだと思っております。企業が非常に好況感にある場合にとにかく経済の行き過ぎは起こるものでございまして、今回の場合はそれほど好況感がないままに、引き締めを返らざるを得なかった。今日のように非常にむずかしい、どっちを向いていいかわからぬようなむずかしい状態にあるということは、ある程度予想されたのであります。特にその中で今回の調

整で目立ちますのは、生産が思ったほど落ちない。十月までのところでも、依然として一六%前後の高さになっておるといふことは、前回あるいはそれ以前にとられた景気調整策の場合とは、だいぶ様子が違つております。何ゆゑに生産がそれだけ高いかということにつきましては、一つはやはり最終需要も全体として水準が高い。したがってまた財政等を中心として、あるいは消費もそうございまして伸びている。前年に対して一〇%以上が伸びている。そういう財政需要の高さが一つの原因であります。同時に輸出が予想外に伸びたことも生産を伸ばしている原因でございまして。どの程度の伸びになるかといふことは計算困難でございしますが、十数%伸びておるうちの何割かは、輸出の伸びによるものでありまして、この点はまことにやむを得ない。しかしそれだけの量的な繁栄を続けながら、会社の業績は低下の一途をたどつておる。最近の会社の業績は非常に芳しくありません。中には倒産のようなことになるものもございまして、もつともこれらにつきましても、特に最近において悪くなったというのではなくて、かねてから実は悪かった、それを隠してきた。この段階にきて表面化したというものが大部分であるように私は思います。急に金詰まりによつて表面に出ざるを得なかったといふことはわかりませんが、業績の悪化そのものは、それ以前からの原因で、しかも以前から実際にあつたといふことが言えると思ひます。ですから

そういう局所的なことを申し上げては何ですが、現象のみに目を奪われて、金融を緩和しなければならぬというふうにあせりますと、いまの深い病根がなおらないうちに、再び非常に安易なムードを盛り上げることになる。その点私どもはたいへん心配であると思ひます。つまり生産が非常に伸びて、量的な繁栄があるにかかわらず、会社の体質は非常に弱体化してきておるといふ点、この病根を除くにはどうすればいいか。むろん金融引き締めだけでそれを達成しようとするには、私は無理があると思ひますが、少なくとも民間経済界

において、まだまだ何か金繰りで切り抜けようというふうな安易な気持ちが残つておることは否定できません。いまは過当競争などに対しても相当反省気分が生まれて、何とか自主的に調整していかうというふうな空気がありますけれども、しかし会社の体質をいかにすれば改善するかと、いかにしての真剣な努力は、まだまだきわめて不十分じゃないかと思ひます。目下こういう気持ちの問題のほかに、いまの話にもございまして、生産がどの程度の高さでまた続くのか、それからそれが輸入に直結するわけでございます。先ほど在庫率の問題がありましたが、在庫率として低くなつてもその含みはないと思ひますが、しかしそれだけに生産を規定するものは、在庫の変動ではなくて、最終需要の強さでございまして、それがまだまだ急に落ちるというところまでいってないというふうな判断をされますので、こ

こでは一般的に金融の緩和のみを期待するような空気に對して、安易に答えてはならないというふうな思ひわけでございます。しかし現実には会社が金詰まりが直接ではないにしても、倒産その他がふえていくことについては、国民の側からすれば、はなはだ不満があるのでございまして、そういうのをある程度やわらげながら、しかし基本的な態度としては、引き締めの基調をあまり大きくはくずさないというほうが賢策ではないかといふふうな思ひしております。

○武蔵委員 銀行局長の判断はまことに慎重で妥当な判断だと思ひます。いまの緩和ムードを安易にあおるというところは、日本の経済体質全体の上から見て、非常に将来大きな禍根を生むような心配がまだあると思ひます。特に、国際収支の面あるいは物価騰貴の面、それがいろいろな面にはね返つてくる経済体質を持つておるわけでございますから、どうも大臣があまり軽率に、今度は公定歩合だ、三月ごろには何とかだといふ、このあたり方というのは、逆に私は、輸入の動静も通産省で考えているような動静にいかなくなつてしまつて、これは資本主義経済なんですから、業

者がばたばたまたそのムードにあおられて、計画が全部くずれるという心配もあると思うのです。したがって、いまの銀行局長の判断は、非常に慎重でかつこうだと思ひのであります。ただ、公定歩合の操作をすればストレートにその影響が企業に反映するかと、日本の場合はどうもそうならない。したがって、選別融資というものが非常に強化され、選別融資によつてコントロールがなされておる。こういう情勢です。これはやはり公定歩合をいじるよりも、選別融資の仕方、特に中小企業に対する融資の態度、こういうものを私としましては、きまかく検討する必要があるのではないかと考えますが、その点について銀行局長、どんな指導方針をお持ちですか。

○高橋(俊)政府委員 これからいづれにいたしましても、金融はいづかは緩和するような環境をつくらなければいけません。しかし日本では、金融緩和がありまして、大体いまのお話ですと、すぐには公定歩合は響かないとおっしゃいます。引き下げ方によりましては、大体半年くらいすると、逆のムードが出てくるというのが通例でございまして。そういう場合に、いま中小企業とおっしゃいましたが、やはり私は、一番注意を要するのは、大企業の動向であらう。こういう大企業を中心として何らか健全な融資のルールを確立しておかないと、緩和した場合に困るということ、これをただいま金融制度調査会において御審議願つておるわけでございまして。一方で、それらにつきましては、ですから、急激に大企業向けの貸し出しが増加する、そういうことが口火となつて全体に波及するということでございますから、これをチェックする方法を考えておるわけでございます。中小企業につきましては、私は、一言で中小企業と言つても、非常にその態様も多く、数も非常に多いわけでございますので、中小企業全般について金融のあり方ということをおくあるべしというふうな簡単に申せないと思ひますが、一般に、最近の倒産等の例に見ますと、大体過去に

者

者

おける非常に高い伸び率をもとにして設備等を拡充する。最近では、人手不足のためにいやおうなしに機械化を迫られるという点もございす。そういう場合に、えてして、運転資金の増加分というふうなことをあまり考えていない。設備をとにかくやってしまつて、そしてあと売り上げが伸びたら何とかなるだろうというふうな思っているのですが、かなり流動性を持つておいた中小企業が、設備に金を固定し過ぎたために、運転資金に詰まつたという例がかなり多いようございす。私は、そういうことにつきましては、大企業のみならず、中小企業につきましても、新しく設備を行なおうとする場合にそうでございす、その後における運転資金をあわせて十分用意した上でかかるべきである。その見直しなくして拡張に踏み切ることが、結局、命取りになるというふうな感じがいたしますので、設備だけを切り離してそのよしあしを論ずるということでは、総合的に資金繰りを十分見通した上でやるように、また、金融機関としても、そういう点に着眼して融資をする。そうすれば、けが人もあまり多くなくて済むんじゃないかと思ひます。ただ、いたずらに、設備の拡張に対して親切に金を貸してやることだけが中小企業の対策にはならない、私は、そう思うのでございす。

○武蔵委員 なかなか銀行局長、いま重大な意味を含んだ発言であります、なぜ中小企業のおやじが設備投資に狂奔をし、回転資金まであまり気をとられずにとんどん機械を入れかえ、工場をつくれれば何とかなる、そういう考え方になつたか。一番の問題は、これが問題なんですね。その元兇、責任者はだれかといへば、政府ですよ。池田さんは、一年間九割ずつ経済は成長するんだ。十年間で倍になるんだ、こういう発表を再三国会の答弁の中でも、新聞記者会見でも、遊説に行つてもしゃべつてゐるわけですよ。企業家の倫理感というものはどうなるかといへば、総理大臣が十年間所得倍増、年九割といふんだから間違いないだろう、さあ競争に負けまいとあせるのは当然で

しょう。設備競争に狂奔するのは当然でしょう。資本主義というのは、各人各人の企業家の倫理感、すなわち、自分たちが生産をすれば、まじめに倫理道徳にかなつた行ないをしてやっていけば、どこかで神様の手によって導かれるんだ、うまく調和がとれるんだという理念が、資本主義の根底にあるわけなんです、その理念を、九割という数字によつてぶちこわしたわけですよ。企業家に、経済は循環するんだということを忘れさせたわけですね。ですから、私は、企業家だけの責任であるといつてこれを責めることは、少々どうも政治をつかさどるものとしては無責任だと思ひます。そういう結果から生まれたはずなんです、これは当然国が、今度はどうかじを変えなきゃいかぬ。でなかつたら、どんなちっぽけな社長でも、社長と名のつくものは、国が一回教育をする。何かいままでの考え方というものを變更させないことには、責任はおまえたちにあるんだ、つぶれるものはやむを得ないんだということでは、これは済まされたい、私はそう思うのです。

しかしあなた直接政府批判はできませんから、その問題についてあなたから回答を聞こうと私は思ひませんけれども、とにかくそういう姿なんですから、中小企業問題を政府の責任において、どうこれを、どの程度まで救えるかということを実際に考える必要があると思ひます。私から見ると、まだいまの自民党政府は真剣でありません。そこで私は、具体的に大蔵大臣の国会における答弁あるいは提案理由、そういうものの端々から私が受け取つた対策は何かといふと、大蔵大臣は、まず、手形法の改正をやる、銀行法の改正をやる、下請代金支払遅延等防止法の改正をやる、歩積金兩建て問題を取組む。もう一つは、融資を打ち切つた銀行と業者との関係——つぶれた業者ですよ。つぶれた業者になぜ銀行が融資を打ち切つたかという詳細な報告を銀行局に集めていふという答弁をしました。私は、これらの問題について具体的に一つ一つ、銀行局はどういう検討を

しているかということをお尋ねしてみたいと思ひます。

まず、最初は、手形法の改正のねらい、骨子、内容は、大体どんなものを改正しようとしているのか、そこをひとつお尋ねいたします。担当は銀行局じゃないんですか。なかつたら、担当の方にひとつそれを回していただきたいと思ひます。

○高橋(俊)政府委員 手形法そのものは、銀行局の所管ではないと思ひますが、金融からいへば、大蔵省として私のほうに担当しておりますので、手形法そのものは、銀行局の主管は法務省でございす。ずっと以前にも、私は、法務省に向かつて、何か不渡り手形について制裁の手段が政治的に考えられないかということをお申し入れておりましたが、法務省の見解として、たいへんむずかしい問題であるということでは、ございす。つまり、手形法そのものは、私、専門でございせんが、わりに各国共通ともいふいい法律系になつております。非常にめんどつた法律でございす、手形の流通を促進するというものがその法の精神なんです。手形というものは、各人があたかも紙幣を発行するがごとく、それが一定期間流通することになつておるわけにございす、しかし日本では、これがとかく乱用されているという事実が多いんではないか。初めからほんとうに払う意思があつたかどうか、疑わしいような手形も出てくる。御承知のように、融通手形もあるといふふうなことで、手形が非常に安易に乱用されるがあまりこれの被害者も少なくない。不渡り手形の枚数は、御承知のとおり、非常に多いのであります。また、そのために制裁手段として、銀行取引の停止を食うといふものも数多く、東京だけでも何千人に上つておるわけにございす。しかしこれらの中を見ますと、一ぱん取引停止を受けながら、別の会社をつくらせてまた再び銀行取引をする例もございす。これにつきましては、私どもいま銀行協会にその制裁手段を強化することについて研究をさせておるにございす。非常に手ぬ

る。というのは、最後には中小企業の中に半ば意識的に手形を出して品物を買取り、これを別途に処分したしまして自分のふところに入れて倒産するといふ計画倒産がございす。こういうものは金は持つておるわけにございす。倒産しても、会社が倒れても相手に迷惑をかけただけで自分は金を持つてゐるという例がございす。この者がまた会社をつくることは非常に容易でございす。それで銀行取引を始める。一向に痛痒を感じない。したがうして、これらにつきましては、ある程度証券取引法で取引の停止を受けたその会社の責任者は、他の証券会社をつくらせて責任者になつて登録しようと思つても、それは拒否できるということになつておるから、こういった式に、銀行取引停止も悪意の不渡りを出した人には、実質的に制裁が及ぶようにといふふうなことを嚴重にやつておる。そういう方向で研究を進めておる。一方で、法務省に対して刑事罰を適用する方法は考えられないか。刑事罰となりますと、そういう経済的な制裁と違ひまして体罰まで及ぶものでございす。これは外国にはある程度例があるのです。しかしアメリカのようなところでは、手形という制度はほとんど使われていない。小切手の支払いが多いわけでありす。小切手ですと一覽払いが多うございまして、一覽払いをするのですから、振り出すときに残高がなければ、これは初めから悪意があると見なされる。支払う意思がなくて小切手を切つたということになりますから、調査は非常に簡単でございす。手形の場合ですと、九十日後には、はたしてそのときに支払いの当座預金があるかどうかかわらないわけにございす。それを最初から支払う意思があつたか否かといふことをきかぬことは、人間としてはほとんど不可能に近いんじゃないかといふふうな点がやはり実問題としての難点である。一つは、根本的には手形の流通を促進するのが手形法の精神であるのに、その手形についていろいろ刑事罰を設けることは、それとたいぶ触れるところがある。各国の制度などもっと嚴重に

調べてみないと、簡単に請け負えないというのが実態であらうと思います。

○武蔵委員 政務次官にちょっとお尋ねしておきますが、大蔵大臣は再三、速記録を見ても十数回にわたって手形法の改正をやる、しかも通常国会に提案すると言っているんです。私の質問にも予算委員会でも答えているわけですが、したがって、大蔵大臣は諸般の情勢を検討しての上でそういう発言をされたものと思えますから、手形法の改正案を通常国会に出すという約束がほごにされないようにひとつあなたも督促をし、大蔵大臣が言外にしたことは、速記録に載ったものは必ず実行するという決意を——政務次官、いまの答弁を聞いておつたか知りませんが、あなたの心境をひとつお伺いしておきます。

○鐵治政府委員 大臣自身どのような研究をしておられるか知りませんが、いま言われたような方法で研究しておられる。銀行局のほうでも研究しておることは間違いないと思います。それからいま言われたように、制裁ということになるとこれはもっぱら法務省の關係でございまして、この間商工委員会へ呼ばれてそのことを私は答弁いたしました。大体いま銀行局長が答弁されたようなこととございまして、よく聞いておきまして、研究しておられることだけは間違いないわけでございます。しかしなかなか容易じゃございません。

○武蔵委員 その最終的な結論は大蔵大臣でない、信義をどこまで守るかという人柄のことにも関しますから、これはやめます。

その次に銀行法の改正のねらいですね。銀行法を改正すると大蔵大臣は再三言っておられるわけですが、どういふ点、何をねらいとして改正しようとしておられるのか、これは銀行局長の担当ですね、ひとつ御答弁願います。

○高橋(俊)政府委員 銀行法の改正をしたいという気持ちで大臣が持たれていることは事実でございます。ただし銀行は、日本銀行法につきましても二年、三年かけて金融制度調査会で検討した問題でございます。銀行法ということになりますと

やはり相当な検討期間が必要ではないかと私は思います。だからすぐ国会に出すというふうな簡単な仕事ではないと思えます。その銀行法について、どういふ点に改正を要するような点があるかというところは、したがって私ここで直ちに申し上げることはどうかと思いますが、大づかみな感じを申し上げます、いまの銀行法は昭和二年、ちょうど昭和の金融恐慌の起こった時点とほとんど同じ時期にこの国会を通つてゐるわけでありまして、非常に銀行が乱立しておつた、これを整理統合する必要がある。当時千数百の銀行を数えておりましたが、これを合併させるというのが第一のねらいだつたと思ひます。法文の上ではちょっとわからないのですが、最低限を書いております。歴史の話になりますが、そういうことではないや。歴史の話になりますが、そういうことではないや。銀行数は非常に減つたわけでございます。それが今日大体においてはは一県一行ないし二行でございまして、銀行の基礎が比較的強いというふうになつた一つの原因であると思ひますが、もう一つは、その当時の銀行経営のあり方等から見て、預金者保護に徹しなければいかぬ、預金者保護といふことが何よりも銀行の大事なことであるといふことで、そういう精神だけが継り込まれておりました。今日になりますと、預金者保護といふことが、銀行の生命ともいふべきものであるといふ点においては何ら変わらないのでありますが、銀行の営む活動は日本の民間経済に対して非常に広範な、深い影響を持つものである。経済の変動その他も銀行の態度等によつて相当変わるものでございまして、これは御承知のとおりだと思ひます。そういうしますと非常に多額の資金を擁して、企業の生命をささへ制するといふふうな、銀行といふ使命としては当然にその社会的責任あるいは経済的責任といふものを感じなければならぬし、そういう観点で資金の運用をしなければいかぬ。資金運用面におきましては銀行法は何ら触れるところはござい

ません。外国の法律は、やはりきわめて自由な立場をとつておるのが一般的でございますが、大口貸し出しは制限するといふのは大部分でございます。これは大体においては金額制限といふのは、銀行の自己資本のある割合をこえたものは大口として仕分け、これを禁止する、あるいは認可制にするとか、中央銀行の承認を要するとか、そういう制度がございまして、日本にはそれもございまして、したがっていまの銀行法は、運用面については完全な自由態勢となつております。それは今日のまでの銀行の日本における、ことに日本経済に占める地位から考えて適當ではないのではないかと、少なくとも運用に關する何らかの理念を織り込むべきである。そうしてわれわれのやつておりますいろいろな行政指導——自由とはいひながら実際はいろいろ行政指導を行なつておりますが、そういう行政指導に対して法的な裏づけがあつたほうがいいのではないかと、こういつたばく然とした考へがございまして、それらにつきましては統制経済にいくかいかないかというふうな分かれにもなりますので、どの程度のものに織り込むかといふことについて、長い、相当深い検討が必要であると私は思ひます。

○武蔵委員 私がなぜここでそういう質問をしてゐるかといふのは、私のほうから申し上げますと、中小企業救済対策としてこれをやるという大蔵大臣の答弁なのです。そうするといふの答弁では、日本の経済運営そのもの、銀行の性格そのものに社会的責任といふものを付加したり、そういう体系を、ひとつこの行政指導のものを法的に裏づけていこうという抜本的な立場から考へておられるわけですね。そうするとこれは中小企業対策として手形法の改正と銀行法の改正をやるのだなという錯覚を、国民に答弁を通じて大蔵大臣は与えておられるわけですね。一体この二つの法案の改正が直接的に中小企業救済にどういふ役割りを果たしますか。ないならぬ、どうですか、その辺の銀行局長の答弁は。

○高橋(俊)政府委員 銀行法というものを中小企業対策のために改正するといふのはいささかちよつと見当が違い過ぎるのじゃないかという感じが私はいちいちあります。銀行法はいま私が申しましたとおり、もつと広い視野に立つて検討すべき問題で、中小企業対策としてならば、いまの相互銀行、信用金庫、そういうものの融資のあり方、これは私はいまの状態に満足してゐるわけじゃございません。量的に申しますと、相互銀行などコールをあまりふやしてもおりませんし、貸し出しの比率もかなり高うございまして。しかし多く貸しているからそれでいいのだといふことにはならないわけでございます。私どものほうにも、非常にむずかしいのでございまして、どちらかといへば国民経済的に見てやや不要、不急とみなされる方面に対する貸し出しが多い、そのためにわ

りあいに重要と思われる中小企業への金融が不十分であるという点が感ぜられます。こういつた点は行政指導でも私はできると思ひますが、逐次改めさせていきたい、それがほんとうの中小企業金融じゃないかという感じがいたします。利益があればいいという觀念で運用されては困る。信用金庫などがコール市場にもたくさん出してありますが、こういつたもののあり方につきましても、これから産業資金全体の需要供給との關係において十分指導を強化することを考へております。そういう方向で中小企業金融対策といふものを考へていくべきではないかと思ひます。

○武蔵委員 いまの局長の答弁ならまともなんです。ところが大蔵大臣は、予算委員会などで質問すると、この二つをいま盛んに考へて、通常国会へ出すのだ、そうして中小企業対策は万全を期するのだと言ふ。どうも答弁を聞いておると、これは局長などの補佐が少々どこか欠けているのじゃないでしょうか。大臣に対する補佐がどうも足りないやうな気がする。たとえば信用金庫や相互銀行あるいは信用組合を通じて零細中小企業にはどういふ方法でひとつ救済をしていこう、そういう具体的な答弁は何もないです。私はこの前も予算委員会ですつと傍聴しておつて、どうも

業対策のために改正するといふのはいささかちよつと見当が違い過ぎるのじゃないかという感じが私はいちいちあります。銀行法はいま私が申しましたとおり、もつと広い視野に立つて検討すべき問題で、中小企業対策としてならば、いまの相互銀行、信用金庫、そういうものの融資のあり方、これは私はいまの状態に満足してゐるわけじゃございません。量的に申しますと、相互銀行などコールをあまりふやしてもおりませんし、貸し出しの比率もかなり高うございまして。しかし多く貸しているからそれでいいのだといふことにはならないわけでございます。私どものほうにも、非常にむずかしいのでございまして、どちらかといへば国民経済的に見てやや不要、不急とみなされる方面に対する貸し出しが多い、そのためにわ

りあいに重要と思われる中小企業への金融が不十分であるという点が感ぜられます。こういつた点は行政指導でも私はできると思ひますが、逐次改めさせていきたい、それがほんとうの中小企業金融じゃないかという感じがいたします。利益があればいいという觀念で運用されては困る。信用金庫などがコール市場にもたくさん出してありますが、こういつたもののあり方につきましても、これから産業資金全体の需要供給との關係において十分指導を強化することを考へております。そういう方向で中小企業金融対策といふものを考へていくべきではないかと思ひます。

業対策のために改正するといふのはいささかちよつと見当が違い過ぎるのじゃないかという感じが私はいちいちあります。銀行法はいま私が申しましたとおり、もつと広い視野に立つて検討すべき問題で、中小企業対策としてならば、いまの相互銀行、信用金庫、そういうものの融資のあり方、これは私はいまの状態に満足してゐるわけじゃございません。量的に申しますと、相互銀行などコールをあまりふやしてもおりませんし、貸し出しの比率もかなり高うございまして。しかし多く貸しているからそれでいいのだといふことにはならないわけでございます。私どものほうにも、非常にむずかしいのでございまして、どちらかといへば国民経済的に見てやや不要、不急とみなされる方面に対する貸し出しが多い、そのためにわ

一國の大蔵大臣として何も中小企業対策をやっておらぬじゃないか、こういう感じがするわけだ。そこで最後に詰め寄ったら、実はいまつづけている企業がなぜ銀行から融資を打ち切られたか、打ち切られたためにつづけた、内容が悪いために打ち切った、その個々のケースを全部銀行局へ報告をさせておる、こういう答弁があつたわけだ。そこでその資料を大蔵委員会へ出してもらいたい。個々のを調べてみたら、こういうわけだ。金融機関が打ち切ったのだ、それをまず資料としてもこの次までに出してもらいたい。

もう一つ、今度は提案になりますが、こういうように中小企業がばたばた倒れていく。あなたの意見では、倒れたのは倒れたほうが悪いので、もともと倒れるような、困っていたところが、それが金融引き締めめしわ寄せで露呈してきたのだという、何か政府が責任を回避するような立場からの答弁がなされておる。「金融財政事情」のごく最近号を読んでもみると、そんなに倒産倒産と騒ぐことはないのだという意味のことが書いてある。あれは興信所が大いに宣伝をしてうけに入つて、手が多くなつたからこまかい倒産までみな計算に入つたようになつたから中小企業の倒産件数があつたかもふえたようなことを言っているのだ、こんなようなことを「金融財政事情」の中に書かれておる。私にはまことに、これこそは中小企業が倒れた原因を無視し、責任を回避するための論文だと思ふのです。しかし、それはいづれといたしましても、とにかく一カ月間に、私が申し上げるまでもなく、十一月だけで不渡り手形が九万何千枚、銀行取引停止の業者が四千十三件、これはたいへんな事態です。銀行取引が停止されればその業者はどういうことになるかということ、これはもう子供でもたいへんなことだ、こう考えます。しかし、それを個々の企業家責任として何とも手が打てないというところに私たちは歯がゆさを感じておるわけでありまふ。手はあるんじゃないでしょうか。たとえば具体的に中小企業金融公庫の窓口で特別な中小企業倒産対策という

のをつくつたらどうか、これも一つの方法じゃないか。そうしてもう手形をかかえて割れない、ワケがなくて銀行は割つてくれぬ。あるいはどうしてもこの回転資金があつた二百万なければ再来月あたりあぶない、こういう業者は事前にわかるわけですから、そういうものを事前に調査されるならば、私は倒れるものを半分に減らすことは可能だと思ふのです。その努力をすることが、資本主義経済運営者としての当然の責務だと私は思ふのです。そういうことをさつぱりやらないでいいのです。こういう点、やろうと思へばすぐにもできないですか。手形法の改正だ、銀行法の改正だ、下請代金支払遅延等防止法の改正だという答弁でお茶を濁さなくても、現実にはやろうと思へば、いまのつづけている企業の半分くらいは救済できると思ふのです。どう考へてひねくり回しても、これは企業家個人の責任のものは救済の方法はないとおっしゃいますが、何としてでも幾つかの方法をずっと私たちに示して、これを一つずつの方法にやれば解決する、しかしこれはここにネックがある、資金がない、大蔵省資金運用部の金が借りられない、いやこうだということ何か障害があるのですか。やろうと思へば、私は、一國の総理大臣、大蔵大臣が決意をするならば可能なことだと思ひますが、銀行局長の御見解はいかがですか。

○高橋(俊)政府委員 中小企業の倒産につきましては、私もたびたび通牒を出したり、あるいは銀行の代表の方々に對して非常に強い要請をいたしております。その趣旨は、先ほどお話が出ました、本人が計画的に倒産をするというやうな悪質なものはどうにもなりません、そうでなく、他からのしわ寄せによる連鎖倒産というものは、その金繰りのつまずきだけで倒産に追いやるものには絶対に防止すべきである。本人自身が累積赤字をかかえておつて、もはやどうにもならないものはいたし方ありません。それは連鎖倒産という形がありましても救済し得ない場合がある。しかし、中小企業を含めましてすべての企業について見ますと、政府機関が急に申し入れを

受けてこれを調査してその適否を判断するのはきつめて困難でございます。大体いままでの取引銀行、取引金融機関がそのいきさつ等を十分に把握する能力がある、そういう立場にあるわけでございます。まして、全国に非常に多数そういうケースがあります場合に、これを一カ所にまとめてそのよしあしを審議することは、いたずらに時機を逸するものだ。私もいまとらしてあります方法は、各地域に金融懇談会というやうなものがございまして、これは銀行のみならずほかの金融機関の代表もみな加わつております。日ごろたいした仕事はしておらぬやうでございしますが、先般の通牒によりまして、これは各地において事前に連鎖倒産等をいかに防止するかという具体策を検討し研究せよ、それで用意をしておきなさい。それから具体的にそういう事例が発生した場合、直ちにその会合をしまして、連鎖倒産を全然なくするやうに、つまり企業は必ずしも一つの金融機関と取引しておりません、二つあるいは三つというところと兼ねて取引があるわけでございますから、それらの関係のところが相集まつて、おのおの責任額をきめるというやうな方法をとつてそれを防止するということを現にやらしております。最近発生しました大きな中型企業の倒産の場合におきましても、これは銀行その他の金融機関においてその対策を考へてございまして、いままでのところでは、たとえば、例を申すのはなんですが、日本特殊鋼の関連会社はたくさんございまして、まだ連鎖倒産の報告は参つておりませんが、そのやうにかなり無理だと思ふ場合にも、金融機関が従来の取引の実績等を考へまして、救済するものはできるだけ救うという方策を現にやっております。そういう方法が最も實際的ではなからうかと思つております。

○武藤委員 私は、銀行や金融機関の社会的責任という立場からも、この際各行政単位に、市単位程度に銀行同士のきちつとした中小企業倒産対策委員会なるものをつくつて、つづれそうだと思うものは少なくとも二カ月前くらいにはわかるわけですから、直ちにそこへ相談に参れ、これは政府の責任ですよ、そういう施策をやるのは。ところがいまの中小企業は、これは銀行局長の責任範囲じゃありませんが、政府三公庫の貸し出しのルーズなこと、この期間のかかること、まことにもう想像以上ですよ。七月に申し込んだのがまだ借りられないのです。経済がこういう急テンポに動く時代に、半年もかかつて政府資金をようやく借りるなんというのではとても間に合いません。その間高利貸しから日歩二十銭でも何でも借りてこないことには、借りられると思つていくと、あの書類を持ってこい、これを持ってこいということになつておらぬ。こういう状態では、何か私は、いまの金融機関自体がもっと真剣に、深刻に今日の事態を認識するような政府が大号令を出せないことにはどうにもならない事態がきておると思ふのです。そういう点を、今後金融機関の自己責任という点をもつと、法律はなくとも、ひとつこの際、大蔵大臣なり総理大臣から強く要望してもらつて、ひとつそれらの解決策を具体的にお示し願つて、なるほどという経済運営をやつてきた責任まで政府は解決するんだ、こういう態度にいまの政府の態度が変わるやうに担当官としては大いにひとつ努力をしてみたい、こういう強い要望をいたしておきます。その要望に對して何か御意見がありましたら伺いたいと思ひます。

○高橋(俊)政府委員 これまでもできるだけのことはしておるつもりでございまして、金融機関の社会的な責任というやうな点はまことにひとつもつと強調しても強調し足りないものでございまして、私もそういう点で今後とも最大の努力を払いたいと思ひます。

○武藤委員 中小企業の倒産問題は、これ以上いろいろ質問しても、具体的な、これが妙案だ、これが対策だというのが政府のやつてゐるものがない、こゝろは考へるの今後に期待をいたします。

次に、海外投資の問題、特に南北問題、こゝろ

う問題がいま非常に大きな国際政治経済上の問題になっております。そこで本年のわかつておるまで、十月から十一月、それまでの間の海外援助、海外投資の実績をひとつ先にお示しを願いたい。

○後藤説明員 御答弁を申し上げます。

ただいま持っておりますのが本年の上期の数字でございますが、低開発国に対しましてわが国の投融資額、合わせまして一億一千八百万ドルに相なっております。これは昨年の一年間が二億六千五百万ドルでございますから、約半分弱でございます。内訳について申し上げますと、賠償等の贈与に当たりますものが本年の上期に二千四百五十万ドル、長期信用供与、直接借款あるいは延べ払い輸出が七千万ドル、民間投資が二千二百五十万ドル、そういうことになっております。

○武蔵委員 ただいまの数字には海外経済協力基金などは入っていますか。

○後藤説明員 お答え申し上げますが、ただいまのは低開発国向けにわが国としまして資金を出しましたトータルでございます。入っております。

○武蔵委員 海外経済協力基金が入っておりますね。

○後藤説明員 入っております。

○武蔵委員 海外経済協力基金の融資先の国、どういう国にどういう金額を出しておるのか、海外経済協力基金を中心に答えを出していただきたいと思ひます。

○後藤説明員 海外経済協力基金の融資額につきましては、本年度の上半期でございますが、三十億円となっております。その内容につきましては、タイ、インドネシア、ペルー、メキシコ、ナイジェリア等に対しまして開発融資につきまして融資承諾を与えております。

○武蔵委員 これはあとで資料でひとつ要求をいたしておきますから、詳細に報告を願いたいののは、海外経済協力基金の融資先、国名、業種、金額、それから過去の投資先の実績、その企業がどうなつておるか、そういう点の資料を詳細にひとつ配付を願いたい。こういう要求をしておきます

が、いかがですか。

○吉田委員長 いまの資料よろしゅうございますか。

○後藤説明員 けっこうでございます。私のほうから提出したいと思ひます。

○武蔵委員 それからいま低開発国援助の問題が国際舞台でにぎやかに議論をされておるわけでありまして、政府はかつて国民所得の二％程度を海外投資あるいは援助に付けた、こういう発表を、おそろくあれは閣議決定だったと思ひますが、いたしておられますが、明年度海外援助、そういうものに対しては現在どの程度の金を要求しておりますか。

○後藤説明員 ただいまなお部内で検討いたしておりまして、明年度の見通しその他の一環といったしまして、どの程度の数字にするか検討中でございます。

○武蔵委員 しかしもう大蔵省へは大体要求は出しておるわけでしょう。どのくらい要求が出ておるのですか。

○鳩山政府委員 全般的なものはただいまちょっと持ち合わせがございませんが、ただいまお話に出ました海外経済協力基金につきましては、たしか百六十億の要求が出ております。

○武蔵委員 現在の基金の残額はどのくらいございますか。

○鳩山政府委員 正確な数字は後ほど資料でお出したしたいと思ひますが、百億を若干こえる程度のものがあると思っております。

○武蔵委員 あなたは国の財政の出すほう、歳出のほうの見張り番をする大役であります。百億残があつて、さらに百六十億の要求をされた場合、これはどうしても出さなければならぬというほど、内容を検討した場合重要な投資先、あるいは投資業種、そういうものの検討はどうなつておりますか。

○鳩山政府委員 現在懸案中のものは若干あるかと思ひますが、来年度どの程度の融資が出るかというところにつきましては見方が非常にいろいろございまして、的確なことは申し上げかねるわけでございます。

○武蔵委員 それではまだ予算査定に入っていないから、詳細な点についてはお尋ねすることが無理だと思ひますので、海外投資の問題についてはひとつ後日に質問を残したいと思ひます。

次に、国債整理基金の担当の方いらっしゃいますね。おりませんか。国債整理基金特別会計の質問をされても答えられる方はいらっしゃいますね。その方にちょっとお尋ねをいたしますが、昭和三十九年度、四十年年度の償還額は一体幾らになつておるのか。

○原説明員 お答え申し上げます。まず昭和三十九年度でございますが、これはまだ年度進行中でございます。はつきりした、確定した額は幾らかということをおし上げる段階にはなつておりませんが、現在私も予想しておりますところでは、三十九年度中の国債償還残高は約四百億に近しいもの、こう予想しております。

それから、次の四十年度でございますが、これもまだ、たとえば国際通貨基金あるいは国際開発協会、IMF、IDAその他でございますが、これらの償還要求がどのくらいございまして、これは全く未確定の要素でございますので、これまたはつきりしたお答えを申すわけにはまいらないのでございまして、大体三十九年度並みの出資国債の償還要求がある、こういう前提で見込みますと、約三百億を若干こえる程度ではないか、こう予想しております。

○武蔵委員 現在の国債残高ですね、これは総額幾らありますか。

○原説明員 現在の国債残高でございますが、昭和三十九年の十一月末現在で申し上げますと、内債の合計は四千四百六十六億円でございまして、外債は六百二十億（武蔵委員「外国債は」と呼ぶ）外国債は六百二十四億でございます。

○武蔵委員 この内国債の四千四百六十六億円の約款という契約というか、当初発行したときに償還期限が来ることは大体わかつておるわけですね。いろんな要素、まあ特別の事情が加わつて幾らか償還をおくらせたりなんかできるものはあるけれども、大体のノーマルな形としては、いつはどれとどれは返さなければならぬという一応の目安はあるわけですね。その目安をひとつ、過去五年間、これから将来五年間くらいの償還、当然これはこうすべきだったという、最初発行したときにもうわかるわけですから、そういう金額はどうなつておりますか。

○原説明員 ただいま私が内国債と申し上げました中にはいろいろな種類のものがございまして、大きく分けましていわゆる普通国債と申しますもの、それから、いわゆる交付国債、遺族国債、引き揚げ者国債、特別給付金国債等でございますが、このカテゴリーに入りますところの、私ども年賦償還性国債と申しておりますが、このカテゴリーに入るもの、もう一つは、先ほどちょっと御説明申し上げましたIMF、IDAに対する出資国債、こういうカテゴリーがございまして、外貨債につきましては、英貨債、米貨債、スイス貨債、ドイツ貨債のそれぞれの種別がございまして、それ以内国債でございますが、これは十一月末の償還額が二千五百二十六億円でございまして、これは内国債のうち普通国債でございますが、これは二千五百六十二億円でございまして、これは戦前に出された国債で、その後市中金融機関保有分は、これを三十七年度以降現金償還をいたしまして、その他日銀保有分等につきましてはこれを借りかへしているものでございまして、それで、御質問の趣旨から申しまして、今後市中償還分がどのくらいの額につきまして年度中の現金償還の額が来るかという点を申し上げますと、ただいまちょっと長期的な計数を持っておりますのでございまして、昭和三十九年度におきましては百一億円でございまして、それから昭和四十年が十一億、昭和四十一年が十七億でございます。

○武蔵委員 そうすると、現在償還基金としてあります総計は、基金としてためてある金は幾らで

すか。

○原説明員 償還基金としてためてあると申しましたか、それは国債整理基金特別会計の趣旨からいたしまして各年度の償還額を平準化する、こういう趣旨からいたしまして平準化資金というものを用意しております。その額はたゞいま現状におきましては約五百五十億円ばかりでございます。

○武蔵委員 この国債整理基金特別会計への繰り入れ金は、まあ私が申し上げるまでもなく前々年度剰余金の半分を基金に入れるというそういう趣旨でできておるわけですね。これを来年はひとつ手をつけて、繰り入れ金をひとつ減らそうという考え方が大蔵省にあるようでございますが、それはほんとうですか、そういう考えがあることは。

○鳩山政府委員 まあ来年度の予算編成のいろいろ準備をいたしておりますが、まあ来年度いろいろ財源難というような事情もございまして、私も事務当局としてはいろいろのことを研究はいたしております。

○武蔵委員 いろいろのことを研究しておるといふのは一体どういうことか。いろいろというのだから幾つもあつて、全部出してくださいますか。

○鳩山政府委員 いろいろということばがやや適切を欠きましたので取り消していただきますが、国債償還の、償還に對しまして従来、まあ財政法の規定があるわけでございますが、これにつきましていろいろ従来の制度の趣旨とかあるいは諸外国のそういった償還基金の制度のやり方とかあるいは諸外国におきまして剰余金はいかに処理しておるかというようなことを研究をいたしております。

○武蔵委員 諸外国で二分の一や二割か四分の一や三割か、日本経済新聞にもかなり詳しく、これは鳩山さんが発表したことかどうかわかりませんが、これは大臣談話でないことだけは確かです。大蔵省の担当官が出したのだと思ひます、二分の一ずつ積み立てておくという法律ですからね、これは。法律を改正しなければ四分の一

に今度は一般財源を繰り入れることを減らせないわけでありまして、私は主計局の予算編成のしかたというものが、こういう経済の事情、こういう財源の事情のときにはやっぱり歳出を押えなければいかぬと思うのです。やっぱり財政の原則は歳出をコントロールすることですからね。そうでしょう。私経済と財政の違いというのはやっぱり入るをはかつていするを制するという原則が現在の財政学上の一つの基本的原理になっておるわけですね。ところが歳出はばたばた要求どおり認めていざらぬ。まあ財源が足りないから何でもかんでも洗いざらいみな出してしまふ。こう出したあとの三年後なり五年後なりあるいは十年後なりはどうなるのか。田中さんが大蔵大臣をやっているときだけメンツが立てばいいというような考え方で財政を組まれたらこれは国家を毒するものです。そういう点やはり主計局自体も、私はこういう事態のときにはき然とした態度で歳出をコントロールしなければいかぬと思う。ところがこの新聞を見ると、これは何ですか、旧地主に給付する交付公債の償還が始まるというの、これは農地解放当時の国債のことですか。それとも新たに地主補償というものが国会を通るといふ前提でこういう財源を必要とするという考え方なんですか。これはどうなんですか。歳出面の。新聞には「四一年度からは旧地主に給付する交付公債の償還も始まる」と書いてある。これはいつ出した公債ですか。

○鳩山政府委員 日本経済にどういふ記事が出ておりますか存じませんが、私もそれはそういうことを発表したことはございせん。おそろく推測でいろいろ書かれたと思ひますが、おそろくそこを載っておりますことを推測いたしますと、それは今後法律が通りまして発行されるであろうところの農地関係の交付公債であると思ひます。私もそれは決してそういうことを発表してございせん。

○武蔵委員 これは冒頭に申し上げましたように、だれがしゃべったかというのではないんです。しかし日本経済の一面の、しかも前段にこれだけ大きく書かれておるわけです。ですから私は

歳出の問題について、やはり主計局がもつと総合的な判断をあるいはもつと國民的立場に立つというか、國家的立場に立つて、こういうときにこそコントロールをしないと、財政の原則はめっちゃくちゃになりますね。いまの今日の事態を、そういう将来の心配を鳩山次長全然お持ちになつていませんか。いかがでしょう。あなたの気持ちを聞きたいです。

○鳩山政府委員 ただいまいろいろ主計局がこの際大いにき然とせよとおっしゃられて、私もまことにそのとおりだと存じております。日ごろ私も努力いたしておるのも、歳出をいかに圧縮するかということに大半の精力を使つておるわけでございます。

○武蔵委員 基金として、平準化資金として国債の償還に充てる金というのには五百五十億円しかない、しかし来年度償還をする金額は百一億だ、だから金は余つてゐる、こういう考え方で國民に対する借金返済金を減らしていくという考え方は、財政運営上好ましいか好ましくないか。政務次官どうですか。好ましいですか、好ましくないですか、それだけ答えてください。

○鐵治政府委員 いまそれだけ一つ答えるわけにいきませんから、いざまたよく……。

○武蔵委員 それでは、先ほど鳩山さんはいろいろなことばは取り消して、いろいろな財源の苦心をしている、実際のいろいろの苦心を私にこめて、そのいろいろの幾つかを私がこでちよつとお尋ねいたしますが、たとえばこの間参議院を通過した補正予算の財源を見ても、国有財産払い下げの収入を二十五億円と見てますね。国有財産といへば、国の山かあるいは土地か建物か何かを二十五億円、この年の詰まったときに――

当初予算にあるのですからね、ちゃんと。もう売り払い代金収入が幾らというの。それがわずかの期間で二十五億ぽんとまた国有財産が売れるというのですから、どこの土地のどういふものか、当然疑問が出てきますね。これをひとつ中身を、二十五億円の国有財産払い下げ収入追加

予算、この中身は何です。主計局ちよつと説明してください。

○宇佐見説明員 お答え申し上げます。

詳しい中身はいま手元に持つておりませんが、これは急にふえたわけじゃございせん、当初の見込みが、予算の編成のときになりました、またあらためて見通してみますと、あれだけふえた、こういうことでございます。

○武蔵委員 そんないかなげな予算査定でないでしよう。当初予算の見込みより何か二十五億ふえたという根拠があるわけでしょう。たとえば山を何町歩売るとかあるいは国有の宅地を幾ら売るとか、これはやはり積算の基礎がなければ――二十五億はそんなふうなものでしょう。それとも、当初の見積もりが少な過ぎて、どこどこをどのくらい売るといふことがいふになつて発見されたのだ、何かやはり積算の基礎は明らかにあるわけでしょう。

○宇佐見説明員 これは予算の性格と歳入の性格が多少異なりまして、相手もございまして、初めの見通しが実際と多少食い違ふというところはやむを得ないのじゃないかと思つておりました、当初の予算の見積もりのときに意識的に押えておつた、そういうことは別にございせん。

○武蔵委員 あなたはそういう理屈を言うのでしたら、過去五年間の国有財産払い下げの実績と当初予算の差額を發表してみてください。

○村田説明員 実は五年前にさかのぼりましての資料は手元にございせんが、たゞいま三十八年度の予算額に對します決算額の数字を申し上げますと、国有財産売り払い収入が百二十三億予算で歳入されておりましたが、これに對しまして決算の数字は百七十八億、こういうことになつております。三十九年度は、年度進行中でございますので、まだいまいちわからなかつております。

○武蔵委員 最初に国有財産の払い下げは相手があることであるから見積もりが非常にむづかしい、それはわかります。しかし、初めに低く見積もつたためではない、これでは弁答にならぬの

です。やはり積算の基礎を、当初予算を積算する
ときにはこういう方法でやつたけれども、補正予
算でどうしても財源がはしりので、今度は積算が
こうなつたから二十五億ふえたのだ、それでなけ
れば国会答弁にならぬじゃないですか。

私は資料要求をします。過去五年間の予算と決
算の差額を資料にしてひとつ提出願いたい。それ
から、こういう積算の基礎が変わつた理由をあた
たに答弁を求めても——もう大臣がお見えになつ
ていますから、あなたに対する質問はこれで終わ
ります。資料でひとつお出しを願いたいと思いま
す。

大臣にお尋ねをいたします。一つずつお尋ねし
ていきますが、いまの佐藤内閣の新任大臣就任早々
石田労働大臣が非常に労働者に喜ばれる政策を発
表いたしました。労働者住宅建築についての減税
をする、こういう発表をしたわけでありました。も
ちろんこれは特別措置でやらなければならぬと思
います。この労働者住宅建築に対する積み立て
金の減税案に対して大蔵大臣はどのようなお考え
を持っておられますか。また、それがどのような推
移を四十年予算でたどるか、その見通しについ
てもお尋ねをしたい。

○田中国務大臣 四十年度の予算案でいろいろふ
うな措置をとるかというところは、いまつまびらか
に申し上げられない段階でございます。ただいま
まで事務当局の考え方を承知をいたしました限りで申
し上げますと、税の理論からいって非常にむずか
しいというようでございます。私も、このような
労働者住宅というところで、特別な措置がとら
れるということではなく、やはり税法上は地方
税、国税を含めまして、住宅建設を促進するに
はどうかあるべきかという問題で検討しなければなら
ぬ問題だと思ひます。いままで日本の住宅建設と
いうものに対しては、公営住宅主義といひます
が、財政投資を主眼とした住宅行政といひます
ウエイトが置かれてまいりましたが、きのうも
申し上げたとおり、住宅といひものは個人の力に
よつて住宅建設を促進するといひことがより合理

的である、またこれを前提となすべきであるとい
うことは事実でございます。またイタリアにしろ
西ドイツにしろ、あらゆる国々で急速に住宅の改
造を行ない、スラム街の解消を行ない、また労働
者住宅の大量建設を行なつた事例の基幹をなすも
のは、ほとんど税制の施策によりまして、不動産
取得税とかまた固定資産税を長期に減免を行な
う、また住宅に關係のある損害保険会社及び生命
保険会社の剰余金をどう使うかといひようなこと
を十分配慮することによつて、住宅建設が思い
切つてなし遂げられておるといひ例に徴しまし
て、先般の国会で空間の利用、地価対策も含めま
して住居の用に供する高層建築の高層部分に対す
る減免税の措置をお願いいたしました。こういう
ものを拡大していくことがやはり正しい方向で
あるといふふうに考えます。これは労働者住宅ゆ
えに労働者住宅のための税制を行ない、また庶民
住宅であるがゆえに庶民住宅にこれを行ない、農
山漁村の住宅改良についてはまた別に行ない、非
常に複雑になりまして、これはもう少し合理的な
面を考へて将来やはり税制上の措置を必要とする
といふふうには考えます。

○武蔵委員 第二に、愛知文部大臣が就任早々こ
れもたいへんりっぱな文部大臣だといひ好評を拍
した一つの政策があります。それは学校教育振興
のために、私学に対する寄付金を損金として認め
る、すなわち、課税対象にしない、免税をする、
こういう発表をいたしましたわけでありました。大いに
私学連盟は拍手を贈つて愛知文部大臣の健闘を応
援したわけでありましたが、この施策については大
蔵大臣としてあなたのお考えはどうかですか。さ
らに四十年度予算案に対しては盛られるのか盛ら
れないのかも明らかにしていただきたい。

○田中国務大臣 私学に対する免税措置につき
ましては御承知の寄付免税制度がございまして、
申請に基づきまして大蔵大臣がこれを認め、その
期間免税措置がとられておるわけでございます。
これ以上に私学に対するものはすべての免税にし
なさいといひ議論がございまして、ございまして、

現在の状態においてすべてのものを免税にすると
いふことはむずかしいといひことでございます。
これは権衡上の問題もございまして、またいろいろ
るな問題からいひて、景気のいい話でございませ
が、私も教育振興のためにはやりますといひたい
ところでございまして、そこはそこ、やはりいろ
いろな面を考へまして、まあ現行の制度は相当進
歩した制度であるといふふうに考えます。しかし
一時憲法上の問題その他がございまして、この
問題に対しては国会でもすでに定義を下して申し
ますので、あえてそういう問題を前提として申し
上げておるものではございませんが、いづれにし
てもすべてのものに対して免税をする、いまま
しては御承知のとおり校舎をつくるとか設備等に対
して寄付免税の申請を行ない、その期間に限つて
免税措置がとられておるといひことでございます
が、給与を払うのも、すべての問題が私学といひ
名のもとに行なわれる、經常支出をまかなうため
に寄付金をもつてすべて充てて、これが全部免税
になる、非常にむずかしい問題だと思ひます。

○武蔵委員 むずかしい問題だといひことは、四
十年度にやるのかやらないのか、それも先へ延ば
すのか、そこらの大臣の見解はどうですか。なか
ない政策じゃありませんか。

○田中国務大臣 いま制度がございましてから、制
度の運用については大いに弾力的にやつてまいり
たい。これは大蔵大臣のところへ申請が出来ますか
ら、申請が出て、もうこの次はやりませんと言つ
たんですが、やつてみたらもう少し工費がかか
るし、もう少しいいものをつくりたいといひよう
なものも出てくるでしょう。そういうものに對し
て実情を十分見まして実情に合わせて弾力的に運
用するといひことで足るといひことで、損金算入
の問題でございまして、これを大いに拡大する
とかいふことは来年度は御審議を願うといひ状態
では行なわれないといひことでございます。

○武蔵委員 第三に、これは赤城農林大臣の担当
であります、農民の米の予約減税が今日は一
石、百五十キロ当たり千四百円、農民に税金がか

からないように制度ができております。この予約
減税を非課税からはずすといひ意見があるようで
ございまして、大蔵大臣としてはどうですか。
農民にとつて重大関心事ですが、いかがですか。
○田中国務大臣 予約減税の問題につきまして
は、政府の税制調査会ではこれをはずすべしとい
ひう答申でございまして、わが自由民主党にあり
ます税制調査会はそのいふことはなかなかむずか
しい、こういう対立した議論がございまして。まあ
いろいろ思ひをめぐらしておるわけでございます
が、いま直ちにどうするかといひことは申し上げ
られない段階でございます。

○武蔵委員 中立的な、しかも専門家の税調が
出した結論と与党である自民党の出した結論と
を——こればかりじゃありませんが——あなた
はどちらを重んじますか。

○田中国務大臣 税調の答申を重んずるといひ
ことはこれはもう当然でございますが、税調の答
申を尊重するといひことと、やはり野にある声と
いふことに対しては耳を傾けなければならぬと思
ひ、また農村対策、いわゆるひずみ解消といひ面
から見ましては思ひきれない環境にある農山漁村の
人々に対して、ただ一律画一的な理論でこれに対
処できるか、はなはだむずかしい問題でござい
ますので、もろもろのことを考へながら適切な
結論に導きたい、こう考へておるのであります。

○武蔵委員 第四に、神田厚生大臣の担当にな
りますが、医師の収入中、今日七二％を必要経費と
して控除を認めておるわけでありまして。この特別
措置に対しては一体来年度、四十年度どうするか、
大蔵大臣の見解をひとつお伺ひしたい。

○田中国務大臣 本件についても政府の税調は理
論的にこれを廃止をするように答申をしておりま
す。またそのような考へを明らかにいたしており
ますが、医者といひものは非常に大切なもので
ございまして、人命尊重と人間の生活といひものを
主題にして政治を運営しようといひ佐藤内閣の看
板もございまして、なかなか慎重を要する問題
だといひことで、いま苦慮いたしておるわけでご

ざいます。

○武藤委員 きょうの答弁に対する態度は、ふだんの田中さんに見られない慎重な答弁です。主税局長に耳打ちをし、主税局長の経過をよく耳に入れて答弁をいたしております。ところがどうも田中さんはりっぱな人ではありませんが、税調の答申を尊重すると都合のいいときには尊重して、今度はちょっと都合が悪くなると分離課税にしたらいいと言ったり、株屋にだいた喜ばれるような税制の問題を一人歩きしてみたり、どうもどこまで信用していいか、ちょっと私もあなたという人格を理解する上に非常に戸惑っておるわけです。本音は、ひとつ君子豹変しないで、税調の決定というものを、答申というものはそのままなおに尊重しましょう、こういう態度でいくのか、なに何回か新聞に発表しちゃったからおれのメンツもあるからメンツを重んじて税制のほうに手をつけるか、大臣の今日の心境をひとつ率直にお聞かせ願いたい。

○田中國務大臣 君子豹変をするというふうな考えでは絶対にございせん。政治家たるもの言行一致をしなければならぬという考えであることも事実でございます。また税制調査会の答申を基本的に尊重するという姿勢もそのとおりでございす。これを額面どおり受け取っていただきたいと思ふのでございす。またメンツにとらわれたり一身の毀譽褒貶に思いをいたすというふうなことは断じてありません。しかしこれは立場の差でありまして、あなたがまたここへおすわりになると、なかなか理論的にだけ世の中が片づいておるものではない。やはりこの複雑な、テンボの早い世の中の現象に目をおおることなく、事実を把握しながら適切によりき方向に誘導しなければならぬ行政の責任を考えると、理論的にも現実的にも常識的にも一筋でありたいという気持ちもありませんが、同時に一人の恵まれない人も救済しなければならぬ。ただ大筋に前進することによって、その過程において、ある犠牲者はやむを得ないというふうなことはとれないのであり

ます。そこが政治の責任という面から考えると、遺憾ながらそう画一、一律的に、理論的にも現実的にも合わない問題もあるものであります。それはあなたも御承知のとおり、私企業には国民の金を使つてはいかぬ、こう思いながら必要であれば石炭にも使わなければならぬ。税負担の公平というものは必要である、そのとおりであります。しかし石炭業に対しても、また海運の再建に対しても必要であれば特例措置を必要とするのであります。またそうあることによってひずみの是正がされる、お互いがすべて前進的姿勢をとることが可能になる道が開かれるわけでございすので、そういう立場に置かれてまたこまかくものを考えながら現実に対処しなければならぬ大蔵大臣の責任も御理解願うたいと思ひます。

○佐藤(總)委員 閣下して。先ほどの私学振興のことについてちょっとお尋ねしたいのですが、御承知のように大学の急増対策で私学は非常に困っているわけですね。愛知文部大臣からも、ぜひ免税をやりたいというところでございす。先日、前大蔵大臣の水田三喜男氏も、私学の寄付行為の免税について——いま総合大学の計画中らしいのですが、痛切に感じておる。しかもおれのときはやれなかったけれども、非常に自分も困っているんだから、何とか前向きな姿勢でやってもらいたいという意見がございす。ところが、ちょうど泉さんも見えますが、大臣は泉さんと違つて東大の出じゃない、私学の出でございすから、これを何とか前向きな姿勢でやってもらわないと、おそれる、私学は急増対策で設備資金にもものすごく金がかかると思ふのです。この点は前進する意味で何かいい案はないのか。いままでのとおりではやっつけいけないと思ふのですが、その点伺ひたい。

○田中國務大臣 私は、官学出でなくとも私学の出であっても、そういうものとは関係なしに、佐藤さんの言われることはよくわかります。またそういう姿勢で大蔵省も対処しておりますし、現行の制度を活用することによりまして十分対処でき

る。しかもあなたが言われましたとおり、大学急増、高校急増という問題は焦眉の問題でございまして、かかる問題につきましても先ほどちょっと触れましたが、一回やってもうこれで申しまいです、というふうなものであつても、新しい事態に対処して、必要があれば十分寄付免税の措置を行なうというところでございす。いわゆる承認もできるわけでございすので、そういう問題に対しては十分考えながらやっております。水田前大蔵大臣、愛知文部大臣も大蔵省に二十五年もつとめた優秀な官吏の上がりでありまして、それはもう十分承知してそういうことを発言されております。また、私と水田氏も、また愛知氏との間にも意見の交換もしておりますし、現状に対処して画一、一律的にならないように、現状で必要のあるものに對しては対処できるのか、できるようにしましう、こういう考えでございすので、ここはひとつわれわれも慎重かつ前向きで対処しておりますから、御理解をいただきたいと思ひます。

○武藤委員 大臣のいまの答弁でもほぼ了解できますように、文部大臣や労働大臣あるいは厚生大臣がかなり国民にアピールをした政策が今度は軒並みに切り倒されるわけですね。四十年予算にはおそろしく労働大臣の提唱した政策も乗らない、文部大臣の提唱したことも乗らない。内部を少し詳細検討して、前向きに少々芽を出す程度で、四十年予算にはどうも実現しそふにもない。同じ自民党の大臣が就任早々発表した政策が国民にうそをついたことになる。こういう政治のあり方というの、もつと閣内で意見を統一し、検討してから国民に発表すべきだと思ふのです。少々軽率のような気がする。国民をだましたことになりますからね。ちょうど池田さんの所得倍増論、九%が国民をだましたと同じようなことを現実の關係がやるといふことはあまり好ましいことじゃないと思ふのです。とにかく来年は非常に財源が窮屈で、大蔵大臣としてはたいへん頭痛の種のようにあります。そういうときには歳出をできるだけコントロールする以外に私は財政運営上姿勢として

はあり得ないと思ふのです。来年の歳出をコントロールするというあなたの決意をひとつ聞きたいのです。歳出のどういふものを今度は切ろう、いままでも圧力団体に約束したのもあるけれども、これもひとつ来年はしんぼうしてもらおう、そういうふうなものはあるはずですよ。それをひとつ明らかにしてください。

○田中國務大臣 いま予算編成の過程でございすので、項目をあげて款項目別にこれはどうしますというところをお答えできないことはなはだ遺憾といたします。しかし乏しい財源の中で可能な限り最大の効果を上げようということでも予算編成に努力をいたしておるのでございす。具体的に申し上げられるものとするれば、補助金の整理統合、こういうことはやりたい。また行政において重複しておるような行政機構の簡素化を行ないたい。また欠員の不補充等を行なうことによりまして、行政事務費の膨張を避けなければならぬ。また地方と国との間の粉飾がある場合にはこれらをただしていかねばならぬ。窓口は国民のためにあるのでございすから官吏行政的な気持ちからよりサービス行政ということにするためには窓口をどう開放しなければならぬかというふうな問題は真剣に取り組んでおるのでございす。しかし欠員不補充といつても、ただ欠員不補充でどうにもなるわけではございせんので、具体的にはまず欠員不補充の中にも将来の人的構成を考える場合、人間の断層をつくつてはならぬ。いまの制度の中で四十五、六から五十二、三で官庁から、定年はなくても大体出ていかなければならない、こういう一体制度がいいのか、これをもつと延長できるのか、できないのか、できる場合一体どういふことになるのか。また省内における人事の交流、また内閣全体としての人事の交流、国と地方との人事交流に對していままでのような状態がいいのか、こういう問題とも積極的に取り組んでおるのでございす。合理化をはかるといふ考えでございす。いずれにしましても、財政豊かならざる状況であることは御指摘の

とおりでございました。財政の姿勢をただしながら、財政が経済を刺激するようなことがいやくもないように、形の上でも、内容の上におきましても、正しい意味の予算を編成してまいりたい、こう考えておるわけでありませう。

○武蔵委員 いま国庫はたいへん資金繰りに困っておるようですね。現金やり繰りに困っておるようですが、新聞によると、十二月中に四百五十億円の大蔵省証券を発行するという報道であります。これはおやりのなるのですか。

○田中大臣 十二月の資金繰りを見まして、現在の状態では御指摘のような数字で大蔵省証券を発行せざるを得ないということでございます。

○武蔵委員 現在の国庫の現金繰りの様子を少し明らかにしてください。担当官でけっこうです。

○原説明員 現在の国庫の収支の概要ということの御質問でございますが、国庫収支はことしの四月から十二月までに八千六百六十六億円の払い超になっております。他方この払いが全部政府当座預金の減にはならないわけでございまして、御承知のように食糧、外為、資金運用部、これはそれぞれ証券を出しますので、政府当座預金の減にはならないわけでございます。これらの政府当座預金の減になりません。フクターは、この八千六百六十六億の払いのうち、四千六百六十八億円でございまして、したがってことしの四月から見まして、国庫当座預金の減少を伴うべき政府資金の払い、これは三千九百九十八億、約四千億円でございませう。他方三十九年三月末の政府預金の残高は三千七百億円でございまして、この差額約二百六十億円でございませうか、このくらいが赤になる、こういう見通しでございます。政府当座預金は常に約二百億円の支払い準備残高を持つのが例とされておりますので、この二百億円を加えましたところ、合計四百五、六十億円、これが大蔵省証券発行を予定している額でございませう。

○武蔵委員 国の金庫が、国庫がこういう証券を発行しなければ、どうも年末のやり繰りがつかぬ

という事態は、戦後何回、何年と何年にありましたか。

○原説明員 戦後の例といましては、昭和三十四年に百五十億円の大蔵省証券を発行してあります。その後の例はございませう。

○武蔵委員 これを見ても田中大蔵大臣、いかに今日経済のひずみだけでなく国の財政自体、資金繰り自体にもこういう非常な苦しい状態が生まれているというところはわかりますね。いわんや今度は財源の中身を拾ってみると、これまたたいへんな事態があると思うのです。いまあなたがいらつしやる前に、減債基金の繰り入れを減らそうという大蔵省の考え方が、新聞にきのう報ぜられたので、その内容についても一応ここで質疑応答をしたわけでありませう。

元来国債償還に充てる金というのは、前々年度の剰余金の二分の一を一般会計の剰余金の中から繰り入れておく。そして国債償還を確実にできるようにし、さらに国債保有者が安心の体制をいつも保持しておこう。そういう性質のものが、今度田中さんが大蔵大臣になつていよいよ三年目、来年でこれでやめようと思われるときに、洗いだら財源をみんな引っぱり出して、もう重箱のすみをようじでつくがごとき財源の検出のしかたをしなればならない。私はそうなた原因、その責任をここで追及しようとは考えません。しかしそういう事態になつてきて、いままでの財政原則をばたばた改正をして、政治は力だ。多数ならばどういふ法律にでも改正できるんだという安易な考え方の上に立つて、この国債整理基金特別会計の繰り入れを減らしていこうというこの考え方は、私は将来の展望から見て非常に無責任な処理のしかただと思ふ。大蔵大臣の見解をひとつ伺つておきたいと思ふ。

○田中大臣 財政に対しては、私も財政法の主義にのっとりまして、健全を基調とするということに対しては、もう人後に落ちないつもりでございませう。でございませうから前池田総理のときにおきまして、場合によっては国債を発行しても

いいという考えはございましたが、国債の発行は確かにある時期に必要かもしれませんが、現在の段階においてはこのことをとりません、こういうことを言つております。佐藤新内閣の誕生におきまして、国債論がございませうが、国債は発行いたしません。またインベントリーの取りくずし等もいろいろ問題になつておりますが、もう取りくずしてもいいだらう、こういう御説もございませうが、それは政治の姿勢としてできるだけ取りくずしたくない、こういう考え方でおります。と言いがら取りくずしもやらないので、減税は値切

るのか、こういうと大体いままでは値切らない方向で幾らか上積みしながらも減税をやつてきておる、こういうことでありまして、健全財政という基調を貫きながらも、相当必要なところには予算を配分しておるというのでございませうから、これはひとつそう大蔵大臣が長くなくてあらうというやうなときにそういうことをやるのかというやうなお気持ちでなくて、この財政法六条の規定によりまして、年度剰余金があつた場合、二分の一繰り入れるという問題を四分の一にやつたといたしましても、これは戦後一兆円予算をやらなければならなかつたときもございませう。戦後非常にインフレが高進をしたというやうなときに、こういう場合には特に財政の健全基調というものを貫いていかなければならぬ。余つたからといってこれを全部使うというやうなことであつてはならないという考え方で、かかる規定があつたわけでございます。昭和二十年から戦争が終わつた直後のやうな状態ではないということ、金がない金がないと言ひながら、ちやうどいまと逆の御質問を受けたことがございませう。一体大蔵省は、健全財政と言ひながら超健全と、財政支出、歳出の要請が、国民の中から熾烈にあるにもかかわらず、なぜ財政法六条を改正しないで、いつまでもため込んでおくのだというやうな議論もあつたわけでありませう。そのときは、はやる馬を押さるやうな気持ちで、とにかくがまんをして今日までできたのでございまして、今日私はこの二分の一が四分の一

に変えられるというやうなことがあつても、それは時期としてはそういう時期にきたのだ、こういうふうにとつとくみ取りをいたしたくのが、すなおな考えじゃないかと思ひます。どうぞひとつよろしく。

○武蔵委員 どうも大臣はまだ国債整理基金特別会計の内容を数字的にもよく把握していないし、現在、平準化資金という返済に充てる資金が幾らで、しかも年々償還しなければならぬ金額が幾らで、そういうやうなことを十分把握してみたら、どうもあなたの財政運営というものは適切でないという答えが出るのですよ。もう私は一時までという時間でありませうから、内容については議論はいたしません。そういう点をあなたが大臣になつたときに、どうもノーマルなままの運営ができなくなつて、こういうものをみんなばたばた取りくずしていかなければならぬというやうな財政状態に追い込んでしまつた。あなたは実

にりつぱない大蔵大臣だという定評であります。最後にここまで財政を苦しめてしまつた。歳出をコントロールできなかった大蔵大臣。こういうらしく印を将来の史家が記すは評するであります。そこで私はあなたにいま苦言を呈しておるのです。いまこそあなたは将来大蔵大臣として名を残す人としては、この財政運営は少々まずいのではないだらうか、こう私は考えます。しかしこれは批評になりますから、これ以上議論はいたしません。

そこで第二に、本年度の予備金はいまだのやうな使用状況になつておつて、残はどのくらいございますか。

○田中大臣 予備金は約六十二、三億残つておると思ひます。いづれにしても七十億弱であります。

○武蔵委員 この前のこの国会で、本年地主に対する国民金融公庫を通じて二十億円の融資をする法案が出された際に、大蔵大臣は「これは継続審議になっております。いま参議院であつて二日、三日の間に審議されるわけでありませうが、その財

源は予算措置はされてないわけなんです。予算にないのです。もうあれは期限が切れて継続継続になつて——ところがあなたはここであれが通過すれば、予備費の中から支出をいたします、こういう答弁をいたしておられます。いよいよ予備費は六十億しかなくなつてきて、あと一、二、三月とございませうが、この法案が通つたらやはり予備費から支出をなさいますか。そのお考えをひとつ承りたい。

○田中中国務大臣 法律が通れば、法律違反は行なうことができませんから何とか財源措置を考えなければならぬわけでございます。予備費で支出ができるような状態であれば予備費で出します。予備費がなくなつてしまつていふことになれば、もう何カ月もないこととございませうから、来年度でやるということになるかも知れません。そういう問題はその事態に対処して適切に処置いたしたいと思ひます。

○武蔵委員 そこにやはり大蔵大臣の機軸の発動がほしいところがあるわけなんです。ああいう法案は提案から三回も通過しないで流れて二年越し——二年半もすでに経過をしておる。こういうものはやはり党内をまとめて大蔵大臣が今日の実情を訴えて、それはもう通らないように、撤回をするようにやはりそういう空気を醸成するのでも大蔵大臣の歳出をコントロールするという立場から私は当然必要だと思ふ。そういう私の考え方は間違つていまししょうか。

○田中中国務大臣 政府が国会に提案をしておるのでありますから、これは国会の御審議を待つというところで、そうでなくて大蔵大臣が国会の権限までもいろいろ制肘するということになつたらたいへんなこととございませう。そういうことでなくて、国会の御審議を待つということが正しい行き方だと思ひます。

○武蔵委員 新聞のことを言うときまた大蔵大臣は、新聞のことは当てにならぬと言ひかもしれませんが、それでは減債基金繰り入れ金を四分の一に減らす法律を国会に出して繰り入れ金を減らし

ていこう、その文章の中に、昭和四十一年度からは旧地主に対する交付公債の償還も始まるからというところが書いてある。そうするとやはり地主に対する報償というものの、交付公債の発行というものをやりになる気持ちはまだお持ちになつてゐるわけですか。通常国会にでもそういう法案は出すつもりですか。

○田中中国務大臣 これは政府といたしましては最終的に措置を決定いたしておりますので、四十年

度予算の中で実現をはからなければならぬものだと思ひます。

○武蔵委員 それこそ私は今日の財政事態というものをまことに無視し、今日の財政を——そう窮乏化の方向に追いやる筋も合理性も科学的な検討もなされない態度だと思ひます。こういう財政の実情で、予備金ももう幾らもない、あるいは大蔵省証券を四百五十億円発行しなければならぬ、国有財産は当初見積りよりは二十五億も収入増を見積らなければ補正予算は組めない、たばこの収入も、二十億円もたばこをうんと国民に吸わして財源に追加しなければならぬ、日本銀行の収益金を百数億円財源に見積らなければ補正が組めない、こういう財源状態のときに、歳出をコントロールできないという大蔵大臣は将来の日本の財政の歴史の中に大きな汚点を残すと思ひます。あなたも、そういう汚点を残してもいい、この際はおれは独走してもやつていくのだという考え方で強引に地主に対する交付公債を発行する法案を出すのですか。それをもう一度確認しておきたい。

○田中中国務大臣 現在の段階におきましては、政府が政府の態度を明らかにいたしておりますので、自民党内閣が続いている以上実現をはかるべきであるという考えに変わりはありません。また大蔵省証券を発行するということはよろしくないというところにきめつけられておりますが、これは私は必ずしもそう考へておりません。なぜ一体財政というものがこういうふうな窮乏事態にきたかということは、いままでが高度成長ではなく、常

におしかりを受けておりますが、超高度成長の過程において相当な自然増収がはかられておつた。こういうものはノーマルな状態ではない。ですから安定成長に引き上げなさい。安定成長になればいふような状態が当然なのでございませう。これは社会党の皆さん方の御要請に應じてだんだんとそういうふうになつてきた、ノーマルな状態になつてきた、こういうことでございまして、税収があまり過ぎるときにはあり過ぎる、正常になつてきたら少しどうもなさ過ぎるということとは、これは十分ひとつお考へになつていただきたい。これから経済が成長するとだんだんそうなる。特にいろいろな政策をやつてきた。私は、いつでも減税に対しては少ない、歳出ももっと出せ——国会に

おいてはほとんど九〇%以上歳出増加要求、それから減税を大幅にやれという御叱正がございまして、いま考へてみると、減税も相当大幅にやつたからだんだんとそれも平年変化されてきて、税収もだんだんと正常な状態になつてきた、こういうことも言ひ得るわけでありまして、これはひとつ長い実績を十分御批判の上、いまやつておるものに対しては万全な体制をとりますし、同時に健全基調はくずさない態度でまいりたいと思ひますので、御叱正賜わるとともに御協力、御指導を賜わりたいと思ひます。

○武蔵委員 もう持ち時間もなくなりますので、最後に一つ資料の要求と、もう一問質問をして終わりたいと思ひます。

いま大蔵大臣が言った超々高度成長政策がもたらした今日の経済情勢あるいは財政事態は、これから安定成長に進めていけば大事なのではないか。大蔵大臣の考へておる安定成長とは、鉱工業生産指数はこの程度に進み、国民の貯蓄率はこのくらいに進み、投資額はこういうくらいに推移し、そして財政がこういう規模で推移していくのだ、これが安定成長なんだ、だからそういう方向にかじをとつていきたいのだという大蔵大臣としての資料、ことばでなくていいのですから数字まで入れて、日本経済の安定成長とはこれだというビジョ

ンを資料にして提出を預めたいと思ひます。それと、最後に御ねをもう一つしておきますが、いま投資信託の問題が非常に心配をされておられて、私も過般予算委員会が簡単に一問だけ大蔵大臣に尋ねたわけでありませうが、きょうはこの問題を実はこまかく質問をしたと思つたわけですから、時間もありませんから簡単に御ねしておきますが、いま投資信託を金融機関が持つておるのか、それともほんとうの大衆投資家が持つておるのか。その持つておる金額の比率というものはどんな状態になつておりますか。

○田中中国務大臣 投資信託につきましては政府委員から答弁をさせます。

それから、これからの安定成長の経済成長率及びそれに伴う諸般のデータを提出しろということとございませうが、これはなかなか膨大なものになりますので、いますぐ御提出するというわけにはまいりません。大体、政府が受け取りました中期経済見通し、こういうものを弾力的に運用すればいいものであらうというふうな考へ方でございます。また数字というよりも、一月からの通常国会で御質問に應じて具体的に御答へを申し上げることで御了解いたしたいと思ひます。

○加治木説明員 現在の投資信託の総残高中に個人、法人別に占める数字は手元に持ち合わせておりませんが、最近の募集状況を見ますと、これは会社からの報告によるものでありますけれども、大体九九%が頭数では個人の消化であります。ただし金額では一〇%前後のものによつて違ひますけれども、法人——法人の中には金融機関も若干入つておると思ひますが、企業法人、金融機関の消化が含まれております。大体そういう状況であります。もし総残高についての詳しい資料を御要求でしたら、後はど資料として提出いたします。

○武蔵委員 そうしますと、投資信託というのは大半が金額も件数も大衆投資家が持つておるものなりという判断に立つても間違いありませんね。

○加治木説明員 そのように御理解いただいて

けっこうだと思ひます。

○武蔵委員 明年償還期限のくる投資信託は金額にして幾ら、そして現在の価格がどの程度で償還できそうかという、現在の評価で言ったらどの程度になりますか。

○加治木説明員 来年償還期限のまいます株式投資信託の現在の残高、途中で解約される分がありますから現在高でいきますと千六百十億ばかりでございます。そのうち現在額面が割れているものが千七十億ばかり、パーセントにいたしまして九二％くらいが額面割れということになっております。

○武蔵委員 大臣、いま事務局が答弁されたように、額面割れの、しかもはなはだしいのは五千円の元本が三千二百円くらいのもありますね。私の友だちが持っているのを聞きましたら、三千円を割っているかもしれない。こういう話なども承っております。これは重大な問題ですね。幾ら資本市場をよくしろ、貯金をしろ、貯蓄をふやせと言っても、こういう状態では大蔵大臣が意図するような方向には日本の金融はなかなか進んでいかない。その原因は何かというと、これはいろんな見方があると思いますが、設定額が非常に無計画に、投資信託会社が喜ぶような形で過去においてほとんど設定をされたところにも大きな原因がある。議事録に記録するためにちょっと数字を申し上げておきますが、池田さんが総理になる前の三十四年には、設定額は千八百二十四億円であった。それが所得倍増論が唱えられた三十五年には、三千六百二十億、一挙に倍額にはね上がった。その翌年は一たん発行すると、今度はそれだけの人件費を維持したり、それだけの経営をしなければならぬために、三十六年には驚くなから八千三百二十六億の設定額です。これまた三倍近い投資信託の設定額が行なわれております。三十七年になって四千三百九億、三十八年四千四百十七億というように幾らか調整がされたようでありましたが、しかし一たんこういう無計画に設定を許していったところにある大きな原因がある

ので、こういう点から考えて、今後大衆投資家の保護という立場から、一体政府がどういう方法を講ずるかというのを投資家なり国民は非常な関心を持っておるわけでありまして。具体的に、元本割れに対して、どのように対処しようとしておるのか。この点一丁だけお尋ねをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○加治木説明員 来年は二月から元本割れの償還が始まる、いまのところではそういう状況になっております。これをどういうふうにいたしますか。いま投資信託の委託会社の意向も聞きながら検討中であります。もし希望があるならば、いまの約款では一年間は約款上延長し得る規定がございますので、場合によればその規定を活用して、そういうような措置をすることも場合によっては必要ではないかと考えておりますが、かりに一年延長した場合にどういう措置をとるかということまで具体的には今日の段階ではまだきまつておりません。近く結論を出したい、かように考えております。

○武蔵委員 大臣に要望しておきますが、一年間償還を延長した場合に、一年後の経済状態が一体どうなるかということも、おそらく田中大蔵大臣にも検討はできない状態、こういう情勢でありますから、これは非常に根の深い問題であるということを再認識して、大衆投資家が日本の資本市場をほんとうに育成するような施策ができない限り、今日の危機は突破できないということを強く警告をして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○吉田委員長 武蔵山治君より中小企業に対する年末徴税に関する件について発言を求められております。これを許します。武蔵山治君。

○武蔵委員 私は自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案による、中小企業に対する年末徴税に関する決議を上程いたし、皆さんの御賛同をいただきますと存じます。

中小企業に対する年末徴税に関する件

最近中小企業の不振、倒産が戦後の高水準を更新する等中小企業の経営が極めて困難の度を増している現状にかんがみ、徴税当局は、年末の税務行政の執行に当たっては昭和三十九年十一月十八日付の国税庁長官通達の趣旨に徴し、甚だしく悪質の場合を除き、調査、検査、滞納処分並びに納税者の呼出等は行なわれないよう納税者の立場を充分に配慮すべきである。

趣旨を簡単に申し上げます。

最近金融が非常に逼迫をいたし、また企業の収益率も低下をして、中小企業の倒産は本年八月より毎月記録を更新するようでありさまであります。不渡り手形も十一月には九万枚を突破し、銀行取り引き停止処分を受けた業者は、一カ月に四千件をこえるに至りました。これらの現象に見られるように、中小企業の経営は困難の度を一そう増しており、特に年末は業者が一年間の清算をし、決算をしなければならぬ現金の非常に必要とするときであります。同時に業者は経営に狂奔し、非常に多忙をきわめておる時期でもあります。そういう点を私たちは十分検討し、配慮して、いやくも徴税当局が年末年始にわたって、調査、検査、滞納処分等を行なう場合には、これらの実情というものを十分配慮すべきであるという、三党一致の見解に立ったわけでありまして。特に国税庁長官はこの点についてすでに通達を発しております。その通達を見ますと、年末年始における十日間程度は、特に必要がある場合を除き、臨戸して行なう所得税、法人税、酒税等の調査、検査及び滞納処分並びに納税者の呼出しは行なわれないこと。

二、特に必要があつて、臨戸して調査、検査及び滞納処分等、並びに納税者の呼出しを行なう場合であっても、納税者及び来客等の第三者から、無用の非難を受けるような言動のないよう、特に留意することという趣旨の国税庁長官の通達が出されました。このことはまことに好ましいこととは思ひます。しかしこれをさらに末端税務行政を担当する税務職員に対して、一そう徹底をするために、本委員会において決議をいたしたいと存じます。

簡単にありますが、提案理由の趣旨説明を終わりたいと思ひます。

○吉田委員長 ただいま武蔵山治君より、中小企業に対する年末徴税に関する件について、三党共同提案による決議をされたことの動議が提出されました。

本動議について議事を進めます。

討論の申し出があります。これを許します。田澤吉郎君。

○田澤委員 私は自由民主党を代表して、ただいま提案されました決議案に対し、賛成の意を表明するものであります。

申し上げるまでもなく、古来わが国におきましては、年末に一年の総決算を行ない、新たな年を迎えるという風習がありますため、年末年始は中小企業者等が最も繁忙をきわめる時期と相なっております。かてて加えて、本年は、ただいま提案者からも御説明がありましたように、不渡り倒産等が相次いで起こっているという状況にあります。

したがいまして、このような時期にさらに徴税が強化されるということになりますと、納税者はいわば追い打ちをかけられるという結果になりますので、滞納処分等はもちろん、税務調査等は必要最小限度にとどめられるべきであると存じます。

この点につきましては、例年国税庁において適切な措置がとられてきておるようでありまして、なお一そうこの趣旨を末端に至るまで十分徹底させ、いやくも不測の事態の生ずるようなことのないよう政府において十分な配慮が行なわれるべきであると存じます。

以上、簡単にございますが、賛成の討論といたします。(拍手)

○吉田委員長 これにて討論は終局いたしました。

おはかりいたします。
武藤山治君提出の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、武藤山治君提出の動議のごとく決議するに決しました。

なお、本決議は大蔵大臣あて参考送付いたしますから御了承下さい。

ただいまの決議に対し、政府より発言を求められております。これを許します。田中大蔵大臣。

○田中中国務大臣 国税庁におきましては、年末年始の事務執行にあたりまして配慮すべき事項につき、すでに十一月十八日付で通達をしているところでございますが、御決議の趣旨に沿いまして、さらに同通達の徹底をはかることといたしたいと存じます。

○吉田委員長 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案を議題といたします。

他に御質疑はありませんか。——御質疑はないようですから、これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○吉田委員長 これより討論に入るのでありますが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。

おはかりいたします。本案を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○吉田委員長 次会は、来たる十八日午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれには散会いたします。

午後一時十三分散会

昭和三十九年十二月二十一日印刷

昭和三十九年十二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局